

生活保護のしおり



このしおりは、生活保護制度について知っておいていただきたいことを説明したものです。

わからないことや相談のある方は福祉保健所におたずねください。

高知県

も く じ

- 1 せいかつ ほ ご 生活保護とは----- 1
- 2 せいかつ ほ ご う 生活保護を受けるにあたり----- 1
- 3 ほ ご けつてい 保護の決定----- 3
- 4 ほ ご かいし けつてい 保護の開始が決定したら----- 5
- 5 けんり ほしょう 権利として保障されること----- 6
- 6 ぎ む まも 義務として守らなければならないこと---- 6
- 7 ほ ご ひ へんかん 保護費の返還----- 8
- 8 ほ ご かん けつてい ふふく 保護に関する決定に不服のあるとき----- 9
- 9 ほ ご じゅきゅうちゅう げんがく めんじょ 保護受給中に減額・免除されるもの---- 9
- 10 ほうもんちょうさかつどう ケースワーカーと訪問調査活動----- 10



1 生活保護とは

私たちの一生の間には、様々な事情で生活に困ってしまうことがあります。

生活保護は、このように困っている方に対して、その程度に応じ必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、自立を助ける制度です。

2 生活保護を受けるにあたり

保護を受ける方は、次のような努力をしてください。

これらの努力をしてもなお生活ができない場合に保護が受けられます。

(1) 働くことができる方は、能力に応じて働いてください。

(2) 現在お住まいの住居については保有は認められますが、処分価値が高い場合は売却してください。耕作や貸付けにより収益を得ている田、畑、山林などについては保有が認められますが、耕作していなかったり放置している場合は売却や賃貸するようにしてください。

※ 自動車は、保有も使用も原則として認められません。ただし障害者(児)または公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方等が、通院や通勤等のため自動車を必要とする場合など、必要な要件を満たせば保有、使用が認められる場合がありますので福祉保健所に相談してください。

(3) 配偶者、親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は援助を受けてください。

※ 親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護を受けられないということではありません。

なお、生活保護申請時などに、親族に対して援助の可能性について照会を行うことがあります。虐待、家庭内暴力、借金を重ねている、交流が断絶されているなどの特別な事情がある場合は、照会を見合わせることもできるため、事前にご相談ください。

(4) ほかの公的な制度で利用できるものは、すべてそれらを優先して利用してください。

(たとえば、国民年金、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険、傷病手当金、児童扶養手当、児童手当など)



生活保護法（昭和25年法律第144号）

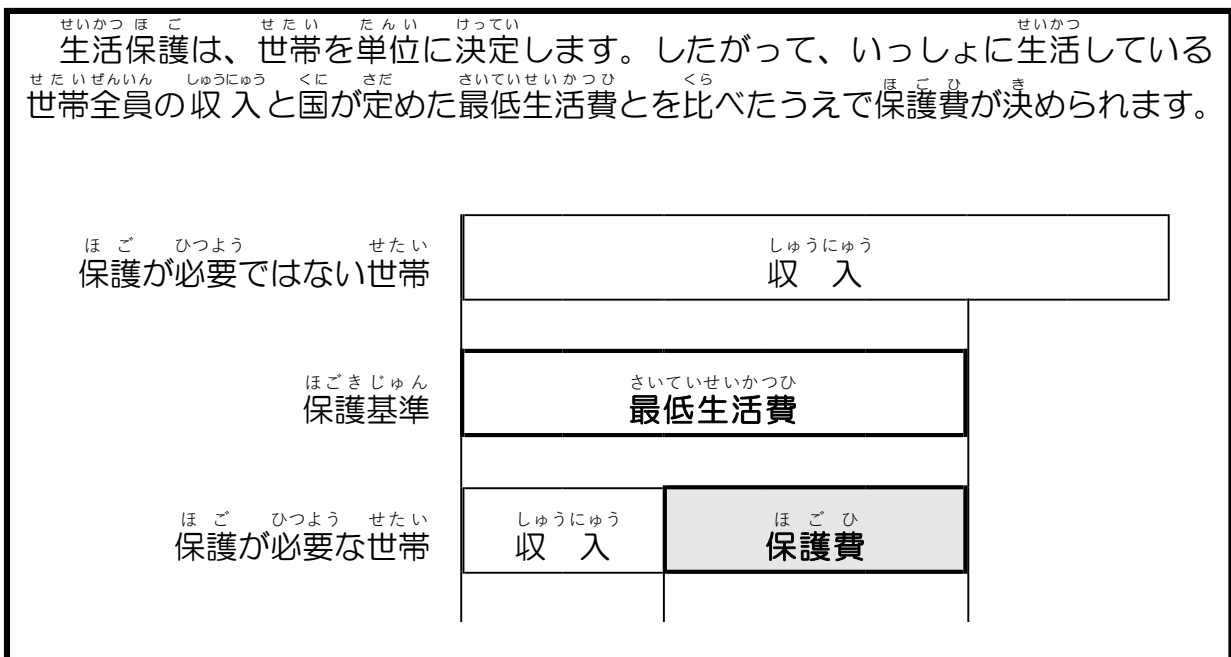
（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用する資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

② 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

③ 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

3 保護の決定



- (1) 保護費には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助（高等学校の費用や就職に必要な資格取得のための費用など）、葬祭扶助の8種類があります。
- (2) 最低生活費とは、世帯の状況に応じ、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、教育に必要な教育費、医療費、介護保険のサービスを受けるための費用をあわせたものです。
- (3) 収入とは、あなたの世帯のすべての収入をいいます。
- 働いて得た収入（給料、内職収入、農業収入など）
 - 年金、手当の収入
 - 仕送りや、資産を売ったり貸したりして得た収入



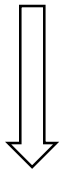
このうち、働いて得た収入については、必要な経費などについて一定の額を控除したうえで、全ての収入額と最低生活費を比べることになります。

■^{せいかつ ほ ご かいし}生活保護開始^{なが}までの流れ■

① ^{そう だん}相談

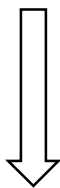
^すお住まいの^{ちょうそんやくば}町 村 役場の^{ふくし}福祉の^{まどぐちまた}窓口又は^{ち い き}地域の^{ふくし}福祉
^{ほけんしよ}保健所にお困りの^{こま}内容^{ないよう}をご相談^{そうだん}ください。

※^し市にお住まいの方は、^す市の^{かた}福祉事務所^しにご相談^{ふくしじむしょ}ください。
^{そうだん}



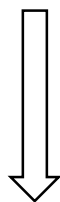
② ^{しん せい}申請

^{せいかつ ほ ご}生活保護を^{しんせい}申請する^{い し}意思のある方は、^{かた}生活保護の^{せいかつ ほ ご}申請^{しんせい}
^{しよるい}書類を^{ちょうそんやくば}町 村 役場の^{ふくし}福祉の^{まどぐち}窓口^{ていしゅつ}に提出^{ていしゅつ}します。



③ ^{ちょう さ}調査

^{せいかつ ほ ご}生活保護の^{しんせい}申請をされますと、^{ちょうさいん}調査員が^{じたく}ご自宅^{うかが}にお伺い
^{せいかつじょうきよう}して、^{しさんじょうきよう}生活^{ちょうさ}状 況、^{ちょうさ}資産^{ちょうさ}状 況などを調査^{ていしゅつ}します。調査の
^{けっか}結果をもとに、^{せいかつ ほ ご}生活保護^{ひつよう}が必要^{しん さ}かどうかを審査^{しん さ}します。



④ ^{かい し}開始

^{せいかつ ほ ご}生活保護の^{かいし}開始が^{けつてい}決定したら、^{ほ ご ひ}保護費の^{しきゅう}支給^{はじ}が始まりま
^{じりつ}す。また、ケースワーカーによる^む自立^{しどうえんじょ}に向けた指導援助
^{かいし}が開始^{かいし}されます。

4 保護の開始が決定したら

●病院にかかるとき



- (1) 通院するときは、生活保護法の指定を受けた病院や診療所（以下「病院等」といいます。）に診療依頼書を持って行ってください。（診療依頼書は福祉保健所または役場にあります。）
- (2) 入院・退院した場合は必ず福祉保健所に連絡してください。
- (3) 医療費は、保険適用内のものについては、原則自己負担は発生しません。

※ 注意

- ① 保護が開始になりますと、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証は使用できませんので、必ず役場に返してください。
- ② 勤め先の健康保険証などはこれまでどおり使用できますので、病院等にかかるときは診療依頼書とあわせて病院等の窓口に出してください。
- ③ 通院治療を受ける場合は、近くの病院等を受診してください。
- ④ 気ままに病院等を変えたり、同じ病気で何か所も病院等を受診しないようにしてください。
- ⑤ 本人支払額が発生した場合は、その金額を受診した病院等に支払ってください。（世帯の最低生活費に対して世帯の収入が上回る場合に発生することがあります。）

●治療材料（メガネ、コルセットなど）や施術（柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう）が必要なときは、支給可能なものもありますので、前もって福祉保健所に相談してください。

●^{かいごほけん}介護保険のサービスを受けるとき

- (1) ^{かいごほけん}介護保険のサービス利用が必要な方は、「^{ようかいごにんてい}要介護認定」を受け^うる必要^{ひつよう}がありますので、お住まいの^{ちようそんやくば}町 村 役場の^{かいごほけんまどぐち}介護保険窓口^{そうだん}に相談してください。
- (2) ^{かいごにんてい}介護認定を受けている方が^{かた}受けた^う介護サービスの^{かいご}自己負担分^{じ こ ふたんぶん}が^{かいごふじよ}介護扶助^{ちよくせつかいごじぎようしよ}として、^{しはら}直接^{しはら}介護事業所に支払^{しはら}われます。

※ ^{ちゆうい}注意

- ① ^{しきゅうげんどがく}支給限度額^こを超える^{かいごほけん}介護保険のサービスは、^{みと}認められません。
- ② ^{ほんにんしはらいがく}本人支払額^{はっせい}が発生^{ばあい}した場合は、その^{きんがく}金額^{かいごほけん}を介護保険のサービス^うを受けた^{じぎようしよ}事業所^{しはら}に支払^{せたい}ってください。^{さいていせいいかつひ}(世帯の最低生活費^{たい}に対して^{せたい}世帯の^{しゅうにゅう}収 入^{うわまわ}が^{ばあい}上回^{はっせい}る場合に発生^{はっせい}することがあります。)



5 ^{けんり}権利として^{ほしやう}保障されること

- (1) ^{せいとう}正当な理由^{りゆう}なく、^{ほごひ}保護費^へを減^へらされたり、^{ほご}保護^うを受けられなくなることはありません。
- (2) ^{ほごひ}保護費^{せいかつほご}など生活保護^{しきゅう}により支給^{せいきん}されたものに税金^{ぜいきん}をかけられたり、^{ほごひ}保護費^{ほご}や^う保護^{けんり}を受ける^さ権利^おを^さ差し押^おさえられることはありません。

6 義務として守らなければならないこと

(1) 譲渡の禁止

保護を受ける権利を他人に譲ることはできません。

(2) 生活上の義務

① 働くことができる方は、能力に応じて働いてください。

② むだな支出をせず、生活の維持、向上に努めてください。

③ 病気の方は一日も早く治るように治療に努めてください。

(3) 届出の義務

次のような場合など生活状況に変化があったときは、必ず速やかに届出をしてください。なお、事前に分かっていることについては、予め届け出てください。

① 入院したとき、退院したとき。

② 仕事についたとき、やめたとき、または仕事が変わったとき。

③ 収入（働きによる収入、年金、手当、仕送り、相続など、すべての収入）が増えたとき、減ったとき。（子どものアルバイト代を含む）

④ 年金や手当を受けるようになったとき。

⑤ 家族（一緒に生活する方）が増えたとき、減ったとき。

⑥ 現在住んでいる家が変わろうとするとき。

⑦ 家賃や地代が変わるとき。

⑧ 本人や家族の健康保険が使えるようになったとき。

⑨ 生命保険などの加入、解約等をするとき。

⑩ 交通事故、その他の災害にあったとき。

⑪ そのほか、家庭にかわったことがあったとき。



(4) 指示等に 従 う義務

あなたの生活の維持、向 上 その他の目的を達成するために、指導
や指示をすることがありますので、そのときは 従 ってください。

※ 注意

- ① 事実とちがった申請をしたり、収 入 の申告をしないなど、
不正な方法で保護を受けてはいけません。

このような場合には、不正受 給 として、受けた保護費（10割
負担医療費も含む）を 徴 収 されるのはもちろんのこと、さらに
法律により 懲 役 や罰金に処せられることがあります。

- ② 自動車の保有、使用は原則として認められません。また、
他人名義の自動車の使用も認められません。

（1 ページもご覧ください。）

- ③ 保有が認められた資産を他人に譲渡してはいけません。

- ④ 年金や恩 給 を担保に貸し付けを受けてはいけません。

これらの注意事項は、保護を受ける方と福祉保健所の約束事
ですので 必 ず守ってください。

また、福祉保健所がおこなう指導、指示には 従 い、調査には誠意
を持って 協 力 してください。

指導、指示に 従 わなかったり、調査に 協 力 しない場合には、
保護が停止または廃止されることがあります。

7 保護費の返還

さしせまった事情のため、資力（すぐに換金できない資産など）があるにもかかわらず保護を受けた場合、またはいろいろな事情により保護費に払いすぎが生じた場合には、すでに支給された保護費（医療費を含む）の全部または一部を返していただきます。

たとえば、

- (1) 生命保険の解約返戻金や保険金・入院給付金を受け取ったとき
 - (2) 各種の年金、手当などをさかのぼって受け取ったとき
 - (3) 交通事故の示談金、補償金、公共事業による補償金などを受け取ったとき
 - (4) 財産を相続したとき
- などです。

8 保護に関する決定に不服のあるとき

福祉保健所が行った保護の申請の却下、保護の変更・停止、または廃止などの決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3ヶ月以内に、知事に対し不服の申し立て（審査請求）をすることができます。

詳しくは保護決定通知書に記載しておりますのでご覧いただくか、所管の福祉保健所にお問い合わせください。

9 保護受給中に減額・免除されるもの

- (1) 国民年金の保険料は免除されます。役場に相談してください。
- (2) NHKの受信料は、申請すると免除されます。
- (3) 固定資産税は、減額または免除される場合があります。役場に相談してください。

10 ケースワーカーと訪問調査活動

福祉保健所のケースワーカーは、家庭訪問などをして生活状況を聞いたり、保護の決定に必要な調査を行ったり、再び自分たちの力で生活できるように助言や指導を行います。

なお、家庭訪問したとき、あなたが不在の場合、連絡票を置くことがあります。連絡票に書かれていることは必ず守ってください。秘密は守りますので、何か困ったことや、分からないことがありましたら、相談してください。



■ 高知県内 福祉保健所一覧

名称	管内町村	電話番号
あきふくしほけんしょ 安芸福祉保健所	とうようちょう 東洋町、 なはりちょう 奈半利町、 たのちょう 田野町、 やすだちょう 安田町、 きたがわむら 北川村、 うまじむら 馬路村、 げいせいむら 芸西村	0887-34-1158
ちゅうおうひがしふくしほけんしょ 中央東福祉保健所	もとやまちょう 本山町、 おおとよちょう 大豊町、 とさちょう 土佐町、 おおかわむら 大川村	0887-53-0045
ちゅうおうにしふくしほけんしょ 中央西福祉保健所	いのちょう いの町、 にやどがわちょう 仁淀川町、 さかわちょう さかわ町、 おちちょう おち町、 ひだかむら 日高村	0889-22-4628
すさきふくしほけんしょ 須崎福祉保健所	なかとさちょう 中土佐町、 しまんとちょう 四万十町、 ゆすはらちょう 梶原町、 つのちょう 津野町	0889-42-2325
はたふくしほけんしょ 幡多福祉保健所	おおつきちょう 大月町、 みはらむら 三原村、 くろしおちょう 黒潮町	0880-34-5134